

「子育て支援パスポート事業」WEB サイト構築等業務仕様書

1 業務の名称

「子育て支援パスポート事業」WEB サイト構築等業務

2 業務の目的

子育て支援パスポート事業のWEB サイト及び子育て支援情報を集約したWEB サイトを再構築し、また別途整備予定のチャットボットシステムと連携を行うことにより、子育て支援パスポート事業等の一層の充実・強化を推進し、子育て世帯にやさしい社会の実現を目指す。

3 委託業務の内容

(1) WEB サイト構築

①内容

(ア) デザイン

- ・華やかさがあり、またアクセスした利用者が分かりやすく快適に情報入手できるようなデザインとすること。

(イ) 子育て支援パスポート

- ・既存サイト (<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/yuutai/>) と同等のものを再構築し、以下の機能を追加すること。
- ・協賛店舗を地図上から検索でき、かつ現在地から検索できる機能を追加すること。
- ・協賛店舗の情報を csv 出力できるようにすること。
- ・協賛店舗の新規登録時に所在地を地図上で選択できるような登録フォーマットにすること。
- ・既に登録されている協賛店舗（約 550 店舗）の登録情報を既存サイトから抽出すること。また、住所から緯度経度情報を取得すること。
- ・スマートフォン版サイトも作成すること。

(ウ) トップページ

- ・上記 WEB サイトの上位階層にトップページとしてわかやま子育て広場 (https://www.mirai-kirakira.jp/index.php?/child_care) に替わる子育て支援情報を集約した WEB サイトを作成すること。

- ・原則、当該ページからのリンク先は県が指定する既存のWEBサイトとする。ただし、一部適当なリンク先がないもの（10 ページほど）は新たなページを作成することとする。
- ・トップページのタイトル（キャッチフレーズ）を提案すること。
- ・トップページにチャットウィンドウを設置すること。
- ・スマートフォン版サイトも作成すること。

②制作にあたっての要件

- （ア）レンタルサーバへの構築をするものとし、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して、ISMSやプライバシーマークを取得している等、信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする。また24時間監視のレンタルサーバであることとし、必要となる費用は全て調達に含むこと。次年度以降も同じドメインを使用してレンタルサーバの契約が結べること。
- （イ）キーワード検索の際に上位に表示されるようSEO対策（検索エンジン最適化）を施すこと（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと）。
- （ウ）県が指定するチャットボットシステムを導入するため、チャットボット提供事業者と密に連携し、県と調整の上、チャットウィンドウを設置すること。滞りなく保守運用を行える体制を整え、障害発生時には協力して切り分け作業を行うこと。
- （エ）サイトのアクセス分析を行うための仕組みを提供すること。なお、分析に係る費用は当該委託業務内に含むものとし、使用するアカウントは県に帰属するものとする。
- （オ）専門的な知識や操作技術がなくても、CMSにより新たなページ作成や更新、修正作業等が容易に行えるようにすることとし、過去5年以内に稼働実績のあるCMSを導入すること。

③システムに関する要件

- （ア）サイトで提供する情報は、インターネットで高速かつ安定した提供を可能とすること。
- （イ）利用者の閲覧ブラウザはInternet Explorer（11以降）及びMicrosoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari等の最新版、OS（バージョン）はWindows

(8.1、10)、Mac OSX (最新バージョン)、Android (6以上)、iOS (12以上)に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む各媒体での閲覧が最適化されていること。これらに対して必要とされる動作確認を実施すること。

(ウ)高齢者及び障害者への配慮(アクセシビリティJISX8341-3:2016の準拠、ユニバーサルデザインへの配慮等)がされていること。

(エ)メンテナンス時間を除き24時間365日稼働すること。また障害が発生した際には県と協議の上、迅速な対応を進めること。

(オ)ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。

(カ)以下のセキュリティ要件を満たしていること。

- ・ホームページ公開後の管理者画面には特定のIPアドレスのみがアクセスできるように対策を講じること。
- ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。
- ・セキュリティ対策の作業手順(報告ルール等)を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。
- ・サイト全体を常時SSL化すること。

(キ)県が提示するガイドラインを遵守すること。

(ク)印刷した際、A4サイズに収まること。

(ケ)コンテンツを閲覧する際、別に必要とする特別なプラグインやソフトウェア等をインストールする必要があるものとする。ただし、当該プラグインやソフトウェアが無料ダウンロードできる場合はこの限りではない。

(コ)受託者は、事業実施の過程で疑義が生じた場合は、速やかに県子ども未来課に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(サ)別添【「安全確保の措置」に係る遵守事項】に定める各事項を満たすこと。

④運用マニュアルの整備

制作したサイトの修正作業等を専門的な知識や操作技術がなくても行うことができるように運用マニュアルを制作すること。

⑤納入品及び納入先

(ア)納入品

- ・ソフトウェア・ライセンス一式

電子媒体 1 式

- ・報告書（会議録、設計書、操作説明書、保証書、実績報告書等）

紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

（実績報告書については、作業項目単位で実績工数を記載したもの）

- ・運用マニュアル

紙媒体（簡易製本（A4版、カラー））2部、電子媒体 1 部

（イ）納入場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1－1

和歌山県子ども未来課 担当 栩野（とちの）

TEL 073-441-2492 FAX 073-441-2491

（２）保守管理業務等

- ・構築するサイトの本格稼働後、令和３年３月３１日まで、システム障害発生時における迅速な復旧作業のフォローアップを実施すること。
- ・次年度以降、サイトの運用は県子ども未来課で行う。
- ・令和３年度以降も同じドメインを使用できるレンタルサーバの契約が結べること。
- ・職員による運用管理は標準ブラウザのみで実施できることとし、特別なプラグインやソフトウェア等をインストールする必要がないものとする。
- ・その他、県が指示する事項に対応すること。

４ 納入期限

（１）WEB 構築期限 令和２年１０月３０日

（２）保守管理業務 WEB サイト公開日から令和３年３月３１日

５ その他

- （１）業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県子ども未来課と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- （２）この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県子ども未来課と協議のうえ決定すること。
- （３）本事業により収集した個人情報等は、施錠可能なロッカー内等で厳重に保管する

こと。また、本事業により収集した個人情報パソコン内等で管理する場合は、本事業従事者以外は閲覧できないように、閲覧者限定のロックをかけて管理すること。

(4) 本事業により収集した個人情報は、事業終了後に実績報告書とともに県に提出すること。また、本事業により収集した受託団体所有の個人情報やデータ等は、別に定める「記憶装置のデータ消去及び破壊細則」に準じ、全て削除、消滅、破棄等をし、再利用等できない状態にした上で、代表取締役名で削除証明書を提出すること。

(5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(6) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、県に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

(7) 県が上記(6)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。

(8) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(9) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

「安全確保の措置」に係る遵守事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1項に沿って本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

（ウイルス対策の実践）

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれら機器に対しても第1項で規定する措置を講じること。

（ソフトウェアの更新）

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

（ファイアウォールの導入）

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過させるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

2 乙は、侵入防止システム（IPS）を導入すること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（セキュリティ診断）

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（ログのチェック）

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ（Webサーバー、OS、ルータ、DB等）をチェックすること。

（コンテンツ内容の確認等）

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

(パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要なアカウントを登録しないこと。

(コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

- ① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。
- ② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。
- ③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。
- ④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除及び損害賠償) ※契約書中に契約解除及び損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲は、乙が本遵守事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である和歌山県を、乙は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

記憶装置のデータ消去及び破壊細則

(趣旨)

第1条 記憶装置のデータ消去及び破壊細則（以下「本細則」という。）は、「コンピュータ利用に係る安全保護対策要領（昭和63年3月18日制定）」第7条第6項に基づき、知事部局が管理するシステム及び端末（以下「情報システム」という。）のデータ消去及び破壊について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本細則において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 全庁システムとは、情報システムのうち知事部局の全ての一般職常勤職員が利用するシステムのことをいう。
- (2) 記憶装置とは、情報システムが停止した後もデータの保存を継続する装置のことをいう。
- (3) ハードディスク（以下「HDD」という。）とは、記憶装置のうち、磁気によりデータを記憶する装置をいう。
- (4) その他の記憶装置とは、HDD以外の記憶装置のことをいう。
- (5) 処理とは、情報システムの記憶装置にかかるデータ消去又は破壊を行う行為をいう。

(処理対象)

第3条 全庁システムは、本細則に従い処理を行わなければならない。

なお、全庁システムを除く情報システムのうち、所管する所属の長が処理することが必要と判断する情報システムは、本細則に則り処理するものとする。

ただし、次の各号の何れかに該当する場合は処理に代えることが出来るものとする。

- (1) 政府機関等（サイバーセキュリティ基本法に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人をいう。以下同じ。）が定めた制度に基づいて、要求する基準に基づいたセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウド（事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスする仕組みをいう。）の記憶装置
- (2) 処理が実施されたことを政府機関等又は第三者機関によって認証等されることが明らかと県が認めた場合

(処理場所)

第4条 処理場所は、県組織の敷地内とする。

なお、情報システムの記憶装置の設置場所が県組織の敷地外にある場合は、当該設置場所にて処理を行うこと。

(処理者)

第5条 県職員、県から処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は受託者から処理を請け負った者（以下「請負者」という。）とする。

なお、第8条第1項のただし書きに該当する場合を除き、処理は立ち会いも含め2名以上で実施すること。

(HDDの処理手順)

第6条 処理者は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、HDD上の情報を本細則で規定する方法で全て消去（以下「完全消去」という。）すること。

なお、完全消去が出来ない場合は、物理的又は磁氣的な方法により破壊すること。

(その他の記憶装置の処理手順)

第7条 その他の記憶装置は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、その他の記憶装置上の情報を本細則で規定する方法で完全消去すること。

なお、完全消去が出来ない場合は、物理的な方法により破壊すること。

(立ち会い)

第8条 受託者又は請負者が処理を行う場合は、原則として、県職員が立ち会うこととする。

ただし、予期し得えず開庁時間以外で処理を行わなければならない場合（以下「緊急処理」という。）、受託者又は請負者が次項で定める手続き（以下「代行手続き」という。）を実施することにより、県職員の立ち会いを要しないこととする。

2 代行手続きは、次のとおりとする。

(1) 緊急処理の内容を記した報告書（別記第1号様式。以下「緊急処理報告書」という。）

及び処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を県に提出すること。

(2) 緊急処理報告書は、処理した日の翌開庁日までに提出すること。

(完全消去)

第9条 データ消去は、論理又は物理フォーマットではなく、データ消去ツールを用い、米国国立標準技術研究所規格（NIST SP800-88）の消去の方式により行うこと。

なお、本方式と同等以上のレベルでデータ消去をおこなえる場合は本方式以外を用いても構わないものとする。

(磁気破壊装置)

第10条 処理者は磁氣的な破壊を行う場合は、特段の事由がない限り、県が用意する磁気データ消去装置（以下「県磁気破壊装置」という。）にて破壊を行うこと。県磁気破壊装置で破壊を行わない場合、同等以上のレベルで破壊する装置を用いること。

(処理同等措置)

第11条 受託者又は請負者は、処理と同等の措置（以下「処理同等措置」という。）を行うことが出来ると考える場合は、次の各号に掲げる事項を全て満たすことが出来ると分かる内容を記した申請書（別記第2号様式。以下「処理同等措置利用申請書」という。）を予め県に対し提出することができるものとする。

この場合、処理同等措置利用申請書の内容を県が認めた場合に限り、受託者又は請負者は処理同等措置を行うことが出来るものとする。

ただし、処理同等措置は処理場所において行わなければならない。

- (1) 処理場所にて、記憶装置に対し暗号化や専用ツール等によるセキュリティロックをかける等の技術的安全対策（以下「技術的安全対策措置」という。）が可能であること。
- (2) 技術的安全対策措置を実施した場合、データ復元ソフト等を利用しても記憶装置に記憶された情報を読み出すことは一切不可能であること。
- (3) 技術的安全対策措置を実施した後は解除することが不可能であること。

（仕様書）

第12条 受託者並びに請負者に本細則で規定する事項を遵守させるため、契約において別に定める「記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書」（別記第3号様式。以下「本仕様書」という。）を取り交わすものとする。

なお、本仕様書の適用日より前に契約を取り交わしている情報システムについては、受託者並びに請負者に本仕様書を遵守するよう県から要請することとし、受託者並びに請負者が要請に応じない場合は本細則に則り県職員で処理するものとする。

附 則

- 1 この細則は令和2年4月1日から適用する。